

発行：東京都豊島区  
編集：企画部広報課  
豊島区東池袋1-18-1  
☎ 170 ☎ 981-1111  
〈毎月10日・25日発行〉

# 広報ししま

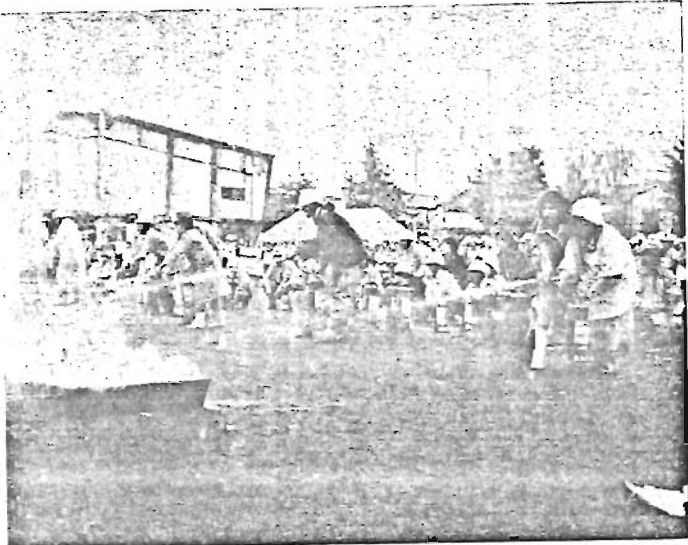
## 8月の安売リデー

- 16日(水)・・・鳥肉
- 17日(木)・・・青果
- 18日(金)・・・魚
- 19日(土)・・・肉

# 大地震にぞなえて

### 雑司谷中学校で総合防災訓練

8月12日



地域で行われる防災訓練には積極的に参加しましょう

去る8月12日夕方の宮城県沖地震は、仙台市を中心とした大きな被害をもたらし、あらためて都市型地震の恐ろしさを考えさせられました。

このような大地震が発生したとき、被害を最小限にいとめるためには、日ごろの災害に対する心構えと訓練の積み重ねが大切です。

本区では、今年も大規模な地震を想定して、総合防災訓練を実施します。

この訓練は、区および防災関係機関と、地域の皆さんが一体となって、大地震時における必要な措置の迅速・的確な処理と、機関相互および市民の協力態勢の緊密化をはかることと、防災思想の普及を目的として実施します。

日時：8月12日(土)

午前9時30分から

場所：区立雑司谷中学校

(南池袋3の18の12)

訓練参加地域

東池袋1・4・5丁目 南池袋1・4丁目、西池袋2丁目、袋1・4丁目

## 消火器の悪質販売にご注意を

最近、家庭を訪問して消火器を売り歩く販売員が強制的に買わされたとか、押し売りがいたり売りがけられたとかいう苦情が消防署や区役所に殺到しています。

苦情の内容をみますと、「消防署からきました。お宅は消火器を置かないと違反です……」とか、「区役所の者ですが、こんどこの「区役所」の者ですが、こんどこの地域の家庭は、消火器を備えなければならぬことになりましたから……」

「お宅は3LDKだから3本消火器を置かなければならないと法令で決まっている……」などと、いかげんなことをいって売りつけられたというものです。

消防署や区役所では、消火器などの販売は一切していません。また、一般家庭に消火器を備えることは大切ですが、設置を義務づける法令はありません。

今後、このようなことがないよう

次の点にご注意しましょう。

① 消火器については、国家検定品マークを確認する。

② 身分証明書や消防設備業の届け出が消防署に出ているかどうか確かめる。

③ 標準価格表などで適正な値段を確かめる。

④ 購入後の連絡先(会社の電話番号)などを聞いておく。

そして、万一不審な点がありましたら、すぐに消防署や区役所に連絡してください。

豊島区池袋消防署

雑司が谷1・3丁目  
訓練項目  
本部設置および運営、広報、初期消火、避難、火災防衛、医療救護、防疫、清掃、物資の配分、非常吹き出し、給水、救出救急、電気・ガスおよび通信施設などの応急対策

## 参加機関

区役所、警察署、消防署、消防団、第四建設事務所、水道局、清掃局、電々公社、東京電力、東京ガス、医師会、町内会

◎該当地域の皆さんへ

当日は、ぜひ訓練にご参加ください。雨天の場合は、防災関係機関だけで行います。

## 平素の心得

### 屋外の点検

プロパンガス、広告物、壁など、危険とみられるものは、専門家の点検を受けて改善するようにしましょう。

□家庭内の整理点検(家具の固定)

仙台市では、冷蔵庫、本棚、食器棚、タンスが倒れ、負傷者が出ています。本棚などは、床、柱、壁に固定するなどの工夫をこらして倒れないようにしましょう。

### 落下物の整理点検

家具や棚などの上に、花瓶、アイロンなど重い物をのせると、落ちた場合に非常に危険です。のせる場合は落ちないようにしましょう。

### 避難場所の点検

家具の引き出しがとび出したり、とびらが開いて中の物が落ちたりする危険ですから、特に、

お年寄り、幼児、病人などの避難場所は安全な所にしなすべし。

□消火器材の整備

地震による被害を最小限にいとめるには、第一に火災を発生させないこと、第二に発生した火災は、ばやのうちに消し止めることです。家庭で万一出火した場合に備え、三角バケツ、消火器など、消火器材を整備しておきましょう。また、使用済みの風呂の水は流さず、防火用水として利用し

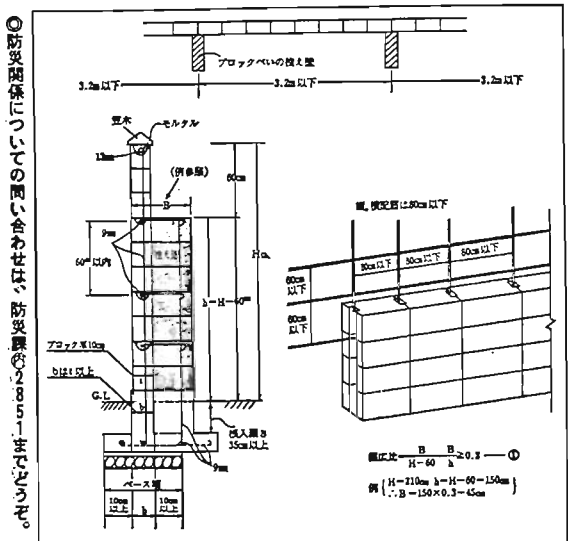
## ブロック塀の自己点検を

宮城県沖地震による死者27人のうち、大半の方は、ブロック塀や門柱の下敷きになってなくなりました。一般に、ブロック塀は安価で、維持費も安いという点で、専門工によるほか、日曜大工でも安易に築造されていますが、多くの人命を奪ったブロック塀は、①鉄筋が入っていない  
②基礎に対する鉄筋の定着が十分でない  
③基礎の根入れ、深さが不良など、不良施工が原因となっており、自己点検をしてください。

## 建築基準法施行令では、

- (1) 直径9ミリ以上の鉄筋を縦横80センチ以下の間隔で入れる
- (2) 厚さ10センチのブロック塀は高さ2メートル以下とする
- (3) 直角に支えとなる控え壁は3メートル以下の間隔で設ける
- (4) 基礎の根入れ部分は、地表から30センチ以上とする

など定められています。また、1平方メートルにつき、100kg(20キロ)の重さ(1個60キロ)になり、宮城県沖地震の教訓を生かし、既存の塀のあるお宅では自己点検をしてください。



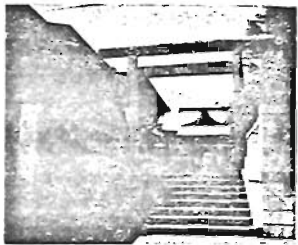
◎防災関係についての問い合わせは、防災課のダイヤルまでどうぞ。

# 豊島区の地名と史跡

「豊島風土記」から

## 大塚

大塚とは、台地上上がった広い土地という意味をあらわしているとか、あるいは昔大きな塚(古墳?)があったことから地名になったとも言われている。明治初期までは水田と畑とで、キツネの鳴き声が聞かれたとも伝えられている。明治三十六年、国電大塚駅が開業されたから、しだいに発展し、大正後期には第一次大戦の好景気によって花街ができ、王子電車(今の都電)の延長とともに山手屈指の繁華地となった。



写真Ⅱ 天祖神社

大塚周辺の主な史跡  
・東福寺八十羅刹女神像  
(南大塚1-26-10)  
・天祖神社  
(南大塚3-49-1)



写真Ⅲ 丸池跡

池袋という名前のおり、池があったことから地名がついた。現在、元池袋公園の中に丸池跡がある。この池はもと丸池とも袋池とも呼ばれ、白蛇が棲んでいると伝えられ、人々に恐れられていた。明治の末までは、約八〇坪の広さがあり、まわりは藪と化した樹木に囲まれ、池の水は手ですくって飲むほどの清水だったと言われている。

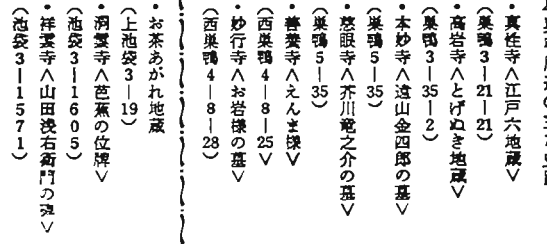
池袋周辺の史跡  
・丸池跡(池袋発祥の池)  
(西池袋1-9)  
・四面塔(東池袋1-50)

☆池袋周辺の史跡  
・丸池跡(池袋発祥の池)  
(西池袋1-9)  
・四面塔(東池袋1-50)

## 豊島

約五百年前の「長祿江戸図」に豊島とあるが、その後の文献には「菅浦、洲津」などあり、須賀茂とある。由来ははっきりわからないが、このあたりは石神井川、谷津川が流れて洲があり、生えて土地の起伏もあったから、地名も地形からきたのではないかとされる。

江戸時代は花卉植物の栽培で知られ、中山道から江戸への接続地として発展してきた。



写真Ⅱ けいぬき地蔵

豊島周辺の主な史跡  
・真性寺(江戸六地蔵)  
(東豊島3-21-21)  
・高岩寺(とげぬき地蔵)  
(東豊島3-35-2)  
・本妙寺(遠山金四郎の墓)  
(東豊島5-35)  
・慈眼寺(八芥川寛之介の墓)  
(東豊島5-35)  
・善業寺(八えんま塚)  
(西豊島4-8-25)  
・妙行寺(お岩様の墓)  
(西豊島4-8-28)

☆豊島周辺の主な史跡  
・南蔵院(乳房塚の地)  
(高田1-19-16)  
・毘沙門  
(高田1-34-6)  
・金楽院(八目不動尊)  
(高田2-12-39)  
・宿安(高田2丁目金楽院跡)  
・面影溝(山吹の里)  
(高田2-1神田川際)

☆豊島周辺の主な史跡  
・南蔵院(乳房塚の地)  
(高田1-19-16)  
・毘沙門  
(高田1-34-6)  
・金楽院(八目不動尊)  
(高田2-12-39)  
・宿安(高田2丁目金楽院跡)  
・面影溝(山吹の里)  
(高田2-1神田川際)

自分が住んでいる町の歴史は意外と知らないものです。ふだん何げなく通っている道が歴史のある街道であったり、子供のとき遊びに行ったお寺が由緒ある名刹であったりします。

東京のあわただしい日常の中に、歴史は静かに息を吐いているのです。今回は皆さんの住んでいる土地のいわれとその周辺の史跡を調べてみました。機会があったらご覧になってはいかがでしょうか。

日本武尊が東征のとき、このあたりに陣を張り「駒込みたり」(駒があつまつていたの意)と言ったのが地名となったと伝えられている。また、このあたりは武蔵の官牧があつたので牛込に對し駒込と呼んだとも言う。約四百年前の「小田原領役係」には、遠州赤松の知行三十六貫文江戸駒込とあり、江戸時代初期は幕府御料地とされたが、徳川家康は生母実福のため、この地を小石川伝通院に寄進したと伝えられる。



写真Ⅲ 染井園

☆駒込周辺の主な史跡  
・福寿院(八尾寺で有名)  
(駒込1-6-8)  
・大田神社(八木影りの大田さま)  
(駒込2-2-11)  
・西福寺(八伊藤仙仙の墓)  
(駒込6-11-4)  
・染井園(八尾寺の墓)  
(駒込7-4-14)  
・染井園(八尾寺の墓多し)  
(駒込5丁目)

地名は昔の「あたり」から「馬が産み出され、目白は馬の意味だとされ、また、ここに目黒不動に對して目白不動があつたからとも伝えられる。この目白不動は寛永年間(一六二四-四三)三代将軍家光が勧修して堂宇を建立して、その名をよそとされ、目黒・目白・目赤・目青・目黄の江戸五色不動の一つとして知られている。

目白は「一丁目」で、元來は文京区の隅コタタリの小名であったと言われている。

## ルールを守って 上手に乗ろう!

### 自転車運転のきまり



夏休みも半分すぎ、お子さんたちの気分もゆるみがち。そんな時、ルールを守らない、ちょっとした油断が交通事故を招きます。とくに夏休みが増えるのが自転車の事故です。

最近のバイクジョーイームからお子さんの自転車利用も定着しました。しかし、自転車利用の基本的なマナーを知らなかったり、守らないお子さんも多く、街かどでヒヤリとさせられる光景をよく目にします。

新学期までの3週間を元気で楽しくすごすため、つきかことを守りましょう。

☆自転車の正しい乗りかた

- ◎サドルにまたがったとき、足先が地面につかない自転車には乗らない。
- ◎二人乗りはしない。
- ◎右左折の合図以外は片手運転をしない。
- ◎とまるときは右足を斜め下に出す。

☆自転車の正しい走りかた

- ◎道路は必ず左側を走る。
- ◎歩道橋(道路上の白い線)を通ることはできるが、歩いている人の邪魔にならないように白線が本線のところは通れない。
- ◎いつも安全なスピードで。道路上で自転車競争は絶対しない。
- ◎一台以上で走るときは「並進可」の標識のあるところ以外は必ず一列にならなければならない。
- ◎右左折のときは早目(合図)を交差点では自動車の後輪に巻きこまれたいよう大型車に十分に注意する。
- ◎一時停止の標識のあるところや交差点には必ずとまって安全確認をする。とび出しは一番危険です。
- ◎自転車は必ず自転車専用場に置く。

め、普通徴収に切り替えられた方などに対し、8月8日に納税通知が発送されました。

その年の所得に対し課税される所得税と異なり、住民税は前年の所得に基づいて課税されるため、会社などを退職され、現在は無職の方であっても課税されていますので、ご承知願います。

お問い合わせは課税課の25314までどうぞ。

## 住民税の二次課税と特別徴収の切り替え

昭和53年度の特別区住民税・都民税は、今年の1月1日の住所地で昨年中の所得に対し課税されます。すなわち、6月に納税通知書が発送されましたが、申告期限(3月15日)後に申告された方や、従来会社などに勤務し、住民税の特別徴収を受けていたが退職したた

# お体を大切に!

## 健康診断をうけましょう



### 成人病検診のお知らせ

#### ●老人健康診査

- ▽対象者 満65歳以上(大正3年3月31日以前生)の区民の方
- ▽実施期間 9月1日～10月31日
- ▽実施医療機関 豊島区内の指定医療機関(受診券と医療機関一覽表をお送りします)
- ▽申込方法 対象者全員に受診券をお送りします。(れたきりて訪問診査を希望される方は保健係へお申込みください)

#### ●子宮ガン検診

- ▽対象者 豊島区民で満30歳以上の婦人の方
- ▽実施期間 9月1日～10月20日
- ▽実施医療機関 豊島区医師会所属の産婦人科病院(申込みの際医療機関一覽表をお渡しします)
- ▽申込方法 はがきか直接に保健係へお申込みください。(住所・氏名・生年月日・電話番号をお知らせください)

#### ●胃ガン検診

- ▽対象者 区民で30歳以上の方
- ▽実施期間 年間を通して実施しています
- ▽実施医療機関 豊島区医師会臨床検査センター
- ▽申込方法 保健係または各出張所に備えつけの「申込書」に所要事項を記入のうえ臨床検査センター宛各自郵送してください。折り返し検診日をお知らせします。
- ▽くわしいこと 業務課保健係 2531



お問い合わせは...  
池袋保健所 987-4171  
長崎保健所 957-1191

#### ●住民健康診断

- つかれやすい・頭痛がする・息切れがする・耳なりがする・こんな症状の方はいませんか?
- 保健所では、豊島区医師会のご協力により、成人病(循環器系)および結核予防のため、1ヶ月の日程で健康診断を行います。とくに主婦の方や自営業の方は、この機会にぜひ受診してください。
- ▽対象者 区内在住または在勤者で15歳以上の方
- ▽実施項目 胸部X線検査、血圧測定、尿検査
- ▽費用 無料
- ▽申込方法 当日直接会場へお問い合わせください。
- ▽お問い合わせ 各保健所業務課 ※保健所以外の会場では、スリッパ等の上着を借用してください

#### ●受水権譲渡のお知らせ

マンションや事務所、店舗、学校、病院等のビルでは、飲料水を一時受水権のため、各階に給水するとう方法をとっています。このたび水道法が改正され、このような施設が一定量の水をたためることのできる受水権を有するものを「簡易専用水道」と呼ぶことになり、その設備および水の衛生管理が設置者(所有者)に義務づけられることになりました。当区においては、これに該当すると思われる施設の設置者(所有者または管理人)に対し、近日中に往復はがきによる調査を行いますので、はがきをお受け取りになった方は、調査事項を記入して、必ずご返信ください。

#### ●臨時生活福祉給付金が支給されます

政府は、最近の社会経済情勢を考慮し、昭和52年分所得税の特別減税に対応するものとして、福祉年金・児童扶養手当等の受給者に、その生活の安定と福祉向上のため、臨時・特例の措置として臨時生活福祉給付金を支給することになりました。

●支給対象者  
昭和53年6月1日現在で  
○国民年金法による老齢福祉年金、障害福祉年金、母子・単母子福祉年金受給者  
○児童扶養手当法、特別児童扶養手当法による手当受給者

#### ●池袋保健所実施分

日 時	受付時間
9月4日(月)	午後2時～3時30分
6日(水)	
8日(金)	
11日(月)	
13日(水)	
18日(月)	
20日(水)	
22日(金)	
25日(月)	
27日(水)	

#### ●長崎保健所実施分

日 時	受付時間
8月23日(水)	午後1時30分～3時
29日(火)	
30日(水)	
31日(木)	
9月8日(金)	
11日(月)	
13日(水)	
18日(月)	
20日(水)	
27日(水)	
29日(金)	

#### ●戦傷病者ならびに戦没者遺族の皆さんへ

①戦没者の父母等に対する特別給付金の再振替  
日軍軍人(昭12・7・7)以降の戦争で、すべての子または最後に残された子を戦死(公務死)により失われた父母およびこれらの父母と関係した立場にある者を失われた祖父母に対し、第三回目の特別給付金(額面60万円5年償還)が支給されます。

対象者は、昭和48年5月1日発行の第五回特別給付金国庫債券(い号30万円)の受給権者で、本年4月1日に公務扶助料、遺族年金(遺族年金)の受給権者で、本遺族援護法と同じ期間の改正が行われる。

#### ●福祉年金を

受けている方へ  
福祉年金を受けている方は、毎年一回、国民年金証書・福祉年金所得状況届を提出することになっています。

福祉年金所得状況届は、8月上旬にお送りしてありますので、8月期の福祉年金を受けた後、国民年金証書と一緒に、同封されている返信用封筒で返送されるか、国民年金課窓口へ8月31日までに提出してください。

●支給日時  
8月22日から23日  
午前10時～12時 午後1時～4時

#### ●支給場所

区内の各出張所  
※該当する方には8月15日頃に通知書を送りますので、右の期間内に指定された出張所へ、そのはがき、印鑑および身分を証明できるもの(老人医療証・健康保険証など)をご持参ください。

なお、前記の期間内においてなれない方、通知書の届かない方は必ず8月31日までに区役所一階の児童課、福祉課の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ  
国民年金課給付係 2685  
福祉課福祉係 2626  
児童課児童給付係 2716

休日に発熱、腹痛  
などをおこしたとき...  
休日診療テレホンセンター  
☎ 982-5183 へ  
受付時間 午前9時～午後5時



新しい人生の門出に  
区立豊島振興会館結婚式場  
豊島公会堂となり (981)1009  
申込みは6ヶ月前から受付しています

#### ●年金相談のお知らせ

国民年金について、知りたいことがあっても、毎週月曜日の区役所年金課前で行っている月曜年金相談をご利用ください。

【お呼び】8月1日発行の「しん国民年金だより」の3頁中、保険料は月額2730円53年4月より54年4月よりと訂正します。

### 区民陸上競技大会

性別	年齢制限	トラック・フィールド競技
男子	50歳以上	60m・1,500m
	40歳+	60m・1,500m
	30歳+	100m・1,500m
	30歳未満	100m・400m・1,500m・5,000m
	制限なし	400mリレー
女子	+	走高跳・走幅跳・砲丸投(ジュニア用使用)
	+	100m・1,000m・400mリレー
	+	走高跳・走幅跳・砲丸投
男子	+	100m・5,000m・400mリレー
	+	走高跳・走幅跳・砲丸投
	+	100m・1,000m・400mリレー
女子	+	走高跳・走幅跳・砲丸投
	+	100m・200m・2,000m・800mリレー
	+	走高跳・走幅跳・砲丸投
男子	+	100m・200m・800m・400mリレー
	+	走高跳・走幅跳・砲丸投
	+	50m(1・2年)・100m(3・4年)(5・6年)
女子	+	ソフトボール投(1・2年)・(3・4年)・(5・6年)
	+	50m(1・2年)・100m(3・4年)(5・6年)
	+	ソフトボール投(1・2年)・(3・4年)・(5・6年)

### 第18回区民陸上競技大会

◇とき：9月24日(日)雨天決行  
午前9時競技開始

◇ところ：国立競技場

◇資格と制限：①区内在住または在勤、在学の小学生以上の方  
②リレーを除き1人2種目以内(千両と5千両については、いずれか1種目)③選手登録競技者は出場できません  
◇参加費：一般・高校生50円、小中学生20円、リレー1チーム加算

◇賞品：1・2・3位までは記念品と賞品を、全員で参加賞を贈ります。

◇申込み：8月16日～9月6日に所定の申込用紙で体育課へ。小中学生の場合は、保護者の承諾書が必要です。

◇詳細：体育課3485

---

### 第29回区民水泳大会

◇とき：9月3日(日)  
午前9時開始(小雨決行)

◇ところ：豊島プール(西武池袋線東長崎駅南口、徒歩8分) 雪2-2226

◇対象：壮年の部：満30歳以上の区内在住または在勤の方  
または在勤の方  
一般の部：社会人・区内在住または在勤の方  
高校の部：区内在住または区内高校在籍の方  
中学の部：区内在住または区内中学校在籍の方  
小学の部：小学校5・6年生で、50m以上泳げる区内在住または区内小学校在籍の方

◇申込み：8月15日までに区役所3階体育課窓口へ。高校生は学校の出場承諾書、小中学生は保護者の承諾書が必要です。

◇詳細：体育課3485

# お知らせ



(内)番号はすべて区役所  
(981-1111)の内線です

### 区民秋季体育大会

#### 西バレーボール大会

9月3日：9人制(男子・女子)  
9月4日：9人制(家庭婦人)  
9月10日：6人制(男子・女子)  
1人制速習15009へ。

◇参加費：1チーム3千円  
◇申込み：8月23日までに、体育課3486またはバレーボール速習15009へ。

◇他：他の種目については、次号でお知らせします。

---

### レクリエーション大会

区民レクリエーション大会を開きますので、皆さんお誘い合わせのうえ、お出かけください。

◇日時：8月20日(日)午前10時  
◇場所：区民センター文化ホール  
◇主催：豊島区レクリエーション協会 豊島区教育委員会  
◇入場は無料です。

◇とき：8月12日(土) 午後1時～4時  
◇ところ：高松ことばの家  
◇映画：宮本武蔵(栗寺の決闘)

### 競技種目

種目	男子		女子	
	自由型	競泳	自由型	競泳
自由型	50	50	50	50
競泳	50	50	50	50
水球	50	50	50	50
バタフライ		50	50	50
リレー		200	200	200
メドレー		200	200	200

※申込締切時に出場者が5人または5チームに満たない種目については中止します。

保護者の承諾書が必要です。なお、区内中学校在籍者は学校へお申込みください。

◇詳細：体育課3485

### 成人学校のお知らせ

#### 郷土シリーズ

区立中学校PTAのOB有志で組織している「とみの会」では、教育委員会委員による成人学校を開校します。どなたでもお気軽に

◇日時：8月18日午後6時から  
◇場所：区民センター3階  
◇テーマ：老人ボランティアについて(スライド、講演等)  
◇主催：豊島ボランティア連絡会 ※お年寄りへの在宅・病院ボランティアを募集しています。  
◇詳細：豊島区社協3915

### 第6回定期演奏会

#### 街の吹奏楽コンサート

◇とき：8月13日(日) 午後1時30分開場  
◇ところ：豊島公会堂  
◇演奏曲目：スターウォーズよりメインタイトル・王宮の花火の音楽はか  
◇主催：豊島区教育委員会 豊島吹奏楽団  
◇後援：東京都一般吹奏楽連盟 東京都中学校吹奏楽連盟  
◇詳細：松井34761まで。

### 夏休み子供土曜映画会

8月19日、26日の午後2時から区民センター5階映写室で行います。入場は無料です。

◇8月19日  
・怪獣と少年たち(カラー55分)  
・イカロスの夢(カラー34分)  
◇8月26日  
・家なき子(カラー79分)  
・あかすき(カラー19分)  
◇詳細：視聴覚係3521

### 臨時栄養士募集(若干名)

◇資格：栄養士の資格のある方  
(見込みの方も含みます)  
◇勤務時間：8月12月  
◇勤務先：区立小学校  
◇賞金：日額3千円  
◇申込み：8月21日までに、学務課保健給食係3442へ。

### 都税事務所から

8月は、個人事業税第1期分の納期です。納税通知書を8月中旬ごろ郵送しますので、お近くの銀行、信用金庫、信用組合、郵便局でお納めください。

8月は、特別土地保有税(取得分)の申告納付月です。52年7月1日から53年6月30日までに、次の面積の土地を取得した方は、資産所在の23区内都税事務所、市役所、町村役場へ申告納税してください。

① 23区内では1区内につき2千㎡以上  
② 都市計画区域のある市町村では1市町村につき5千㎡以上  
③ ②以外の市町村では1市町村につき1万㎡以上

納税義務の免除規定もありますので、くわしくは都税事務所へ。課税事務所では、1月に提出していた申告書の記載内容に不明点がある方や、申告をお忘れの方などを中心、実地調査を行っています。ご協力ください。

豊島都税事務所 11211

### 官公所だより

8月16日(水)まで休館させていただきます。

◇詳細：学務課学事係3433  
豊島体育館休館のお知らせ  
館内整備のため8月16日(水)まで休館させていただきます。

### 都税事務所から

8月は、個人事業税第1期分の納期です。納税通知書を8月中旬ごろ郵送しますので、お近くの銀行、信用金庫、信用組合、郵便局でお納めください。

8月は、特別土地保有税(取得分)の申告納付月です。52年7月1日から53年6月30日までに、次の面積の土地を取得した方は、資産所在の23区内都税事務所、市役所、町村役場へ申告納税してください。

① 23区内では1区内につき2千㎡以上  
② 都市計画区域のある市町村では1市町村につき5千㎡以上  
③ ②以外の市町村では1市町村につき1万㎡以上

納税義務の免除規定もありますので、くわしくは都税事務所へ。課税事務所では、1月に提出していた申告書の記載内容に不明点がある方や、申告をお忘れの方などを中心、実地調査を行っています。ご協力ください。

豊島都税事務所 11211

### 都税事務所から

8月は、個人事業税第1期分の納期です。納税通知書を8月中旬ごろ郵送しますので、お近くの銀行、信用金庫、信用組合、郵便局でお納めください。

8月は、特別土地保有税(取得分)の申告納付月です。52年7月1日から53年6月30日までに、次の面積の土地を取得した方は、資産所在の23区内都税事務所、市役所、町村役場へ申告納税してください。

① 23区内では1区内につき2千㎡以上  
② 都市計画区域のある市町村では1市町村につき5千㎡以上  
③ ②以外の市町村では1市町村につき1万㎡以上

納税義務の免除規定もありますので、くわしくは都税事務所へ。課税事務所では、1月に提出していた申告書の記載内容に不明点がある方や、申告をお忘れの方などを中心、実地調査を行っています。ご協力ください。

豊島都税事務所 11211

### 都税事務所から

8月は、個人事業税第1期分の納期です。納税通知書を8月中旬ごろ郵送しますので、お近くの銀行、信用金庫、信用組合、郵便局でお納めください。

8月は、特別土地保有税(取得分)の申告納付月です。52年7月1日から53年6月30日までに、次の面積の土地を取得した方は、資産所在の23区内都税事務所、市役所、町村役場へ申告納税してください。

① 23区内では1区内につき2千㎡以上  
② 都市計画区域のある市町村では1市町村につき5千㎡以上  
③ ②以外の市町村では1市町村につき1万㎡以上

納税義務の免除規定もありますので、くわしくは都税事務所へ。課税事務所では、1月に提出していた申告書の記載内容に不明点がある方や、申告をお忘れの方などを中心、実地調査を行っています。ご協力ください。

豊島都税事務所 11211